

第3回藤沢市石綿関連疾患対策委員会

会議録

2015年（平成27年）12月

総務部 行政総務課

開催日：2015年（平成27年）10月9日

時間：19時00分から21時20分まで

場所：湘南NDビル6階 6-1会議室

出席者：村山委員，永倉委員，名取委員，吉村委員，塩見委員，清水委員，
久保委員

【事務局】小野総務部長，中島総務部参事，饗庭行政総務課主幹，吉原
行政総務課課長補佐，中野行政総務課主任，

【職員課】中村主幹，横田上級主査

【保育課】武井参事，中川主幹，新井課長補佐，藤田課長補佐，
戸部主査，浅木主任

欠席者：牛島委員，有園委員，赤堀委員

委員長	皆様，こんばんは。 それではこれより，第3回石綿関連疾患対策委員会を開催いたします。 では，会議の開催状況につきまして，事務局よりご報告をお願いします。
事務局 （中野主任）	本日の会議につきましては，有園委員及び赤堀委員からはご出席と のご連絡が入っておりますので，恐らく遅れて来られると思われま す。現在確認しているところです。 現在のところでは，牛島委員がご欠席というご連絡を受けておりま すので，7名ご出席により会議が成立していることをご報告いたしま す。 なお，傍聴者は0名です。
委員長	それでは，本日は大きな議題として2つとなっております。 まず，「石綿関連疾患リスク推定部会の経過報告について」というこ とで資料が配付されておりますが，これまで2回開催しているところ です。 その経過につきまして，事務局から説明をお願いします。
事務局 （中野主任）	では，私からリスク推定部会の経過報告をさせていただきます。 お手元配付している「資料」をご参照ください。 委員長からもありましたとおり，これまで2回開催しております。 第1回の検討事項といたしましては，浜見保育園における石綿飛散 事実の確認としまして，昭和59年改修工事，平成11年から 平成17年までの断続的な雨漏り，平成16年から平成17年の

間に行われた点検等，平成17年11月21日にミヤマ建設によって行われた試料採取の際，以上の4点につきまして石綿の飛散事実がないか確認を行いました。

及び については，過去に実施されているシミュレーションの結果等からも，飛散の可能性は低いということで，主に 及び について議論してまいりました。

特に の昭和59年改修工事につきましては，これまで市から提供した資料は設計にかかる図面のみであったため，これでは工事が実際に行われたか否かの確認がとれないということ，及び図面の中で「天井貼り替え」との記載があることから，この工事が天井設置工事であったのか否かという点の確認が必要となっております。

同時に，有菌委員に聴き取りを行っていただいた，浜見保育園元園長のヒアリングからも，「この工事は天井貼り替え工事であった」という内容も聞かれておりますので，天井の新規設置はいつであったのか，吹き付け材にボルトが打ち込まれたのはいつであったのかについて確認していく必要があるとして，第2回へ持ち越されました。それを踏まえ，第2回の検討事項でございますが，まず一点目 昭和59年工事の実施確認として，市が保管している資料の中から「工事検査講評」という資料を提供し，これにより検査が行われていることが確認できるため，工事も実施されたものであると確認されました。

次に，天井新規設置工事の時期でございますが，これについては当日に当時設計等に携わった職員等を同席させ，当時のことについてヒアリングを行いました。当該職員からも「この工事は天井貼り替え工事であったのではないか」という記憶があるということでしたので，この点については引き続き資料を確認するとともに，関係者からのヒアリングも実施し，事実確認に努めていくといったところでございます。

引き続き，及び についても確認し，現在課題となっている事項につきましては，遊戯室天井吹き付け材にボルトを打ち込んだ時期を確定するために，ア 工事検査講評やイ 消防局への届出資料の昭和49年度頃から昭和57年度頃までのものを現在確認しております。

次に，ウ 当時の保育園職員やエ 当時設計等に携わった職員等のうち，当該工事の記憶がある方の次回部会への調整をしているところです。

	<p>併せまして、昭和59年度改修工事を受託した業者に対しても確認を行っております。</p> <p>続いて、平成11年から平成17年までの雨漏りに関するシミュレーションを実施するために、ア 当時の状況を再現するために当時の職員等からヒアリングを行うこと、及び保護者の方からのヒアリング及び写真等の資料の提供についても進めていくところです。</p> <p>最後のウ シミュレーション対象施設についてですが、こちらが大きな課題となっております。藤沢市では吹き付け材がある施設で封じ込め等を行っているという施設はあるのですが、近々取り壊しを行う予定のものはございませんでした。永倉副委員長とも調整させていただいたところ、シミュレーションの実施については、取り壊し工事等の養生を利用し、その工事の合間にて行うことが、工期的にも費用的にも望ましいとの確認を行っておりますので、委員のみなさまがお持ちの情報等からも、対象の施設がないか情報提供をいただきたいというところがございます。</p> <p>リスク推定部会の報告としましては、以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のような内容ということですが、部会の委員から何か補足等がございますか。</p>
<p>久保委員</p>	<p>今まで昭和59年に改修工事が行われたということで、その際が最もリスクが高いのではないかとということで議論していたのですが、今回図面等を確認したところ、吹き付け材が剥き出しであったところに天井板を貼るということが昭和59年であったのかということに疑問が出てきたことから、第2回では建築関係の職員の方に来てもらい、図面を確認したところ、やはり「貼り替え」という表示は、すでにある天井板を貼り替えたと読めるということでした。</p> <p>当然、貼り替えでも点検等と同様に、天井板から落ちて飛散したという可能性はあるかと思いますが、一番懸念となっているボルトを打ち込んだという事実はなかったという可能性が出てきました。</p> <p>では、いつボルトを打ち込んだのかという点については、たまたま昭和49年に撮られたという写真が出てきて、そこには吹き付け材剥き出しの様子が写っております。そのため、昭和49年以降であると推定しており、また昭和59年から2年程度は前であろうということで、昭和49年から昭和57年頃に天井を設置した可能性が高いとして、その時期の確認を行っているところです。</p> <p>ここで前提が変わってしまったので、さてこれからどうしようかと</p>

	<p>いうところで戸惑いながらも、すべきことをしていくといったところでは、</p>
名取委員	<p>確認だけさせていただきます。 昭和49年に吹き付け材が吹き付けられたということは、間違いがないのでしょうか。</p>
久保委員	<p>吹き付けられた時期というのは、保育園が建設された際ですので、昭和47年です。</p>
名取委員	<p>昭和47年に吹き付けられ、それが行われたのはこの遊戯室のみということではよろしいのでしょうか。 大抵は色んな部屋に渡って吹き付け材は使用されますから、もし遊戯室のみに吹き付け材が使用されているのであれば、それは何故かという点についてもご確認いただきたいと思います。 例えば、防音のためなのか意匠のためなのかなど理由があると思いますので。</p>
久保委員	<p>この案件が問題になった時点で、市でも他室への使用については確認されておりますので、他室には使用されていないと思われま。受け売りではございますが、防音を目的に施工されていると思いま。</p>
名取委員	<p>昭和47年からしばらくの間は剥き出しであったということであると、建設当時から天井が設置されるまでの間のばく露の可能性が上がってきますが。 そうすると、その時期の方々も検診の対象となってまいりますので、その時期を確定していただければと思います。 時期が古い方々こそ、疾患発症のリスクが高いため、我々としては検診対象者の把握のためにも、是非そこは行っていただきたいと思いま。 つまり、吹き付け材が徐々に劣化して、飛散することによってばく露したという可能性もございますので、吹き付け材が剥き出しであった時期がどれくらいあったのかをご確認いただきたいと思いま。</p>
久保委員	<p>今までの理解では、昭和59年改修工事にてボルトが打ち込まれたということ、それまでは剥き出しであったということ、過去の説明会等でも説明されております。 その際、東京労働安全センターの外山氏のご発言ですと、劣化はすぐには進まないという点や、この吹き付け材自体が鉄骨に貼り付いたような形状のものでもあることから、飛散の可能性は低いである</p>

	うとありましたので、飛散可能性の時期としては昭和59年改修工事時点としていたところです。
名取委員	何の吹き付け材が使用されていたのでしょうか。
久保委員	石綿含有のロックウールです。
名取委員	塗料系のバーミキュライト等ですと、飛散の可能性は低いかと思いますが、単なる石綿吹き付けや石綿含有のロックウール等ですと、飛散の可能性が一定あると言われておりますので、その前提は違うかと思います。
委員長	過去の分析結果は出ていますよね。
副委員長	過去の分析結果は、クリソタイル含有の吹き付けロックウールで、こて押さえをしているものということです。
名取委員	有機溶剤入りのものではないと考えると、やはり一定飛散してしまうと思われます。 その点も踏まえて、リスクを推定していただきたい。
委員長	いずれにしても、昭和47年の新築工事時に吹き付けがされ、昭和49年から昭和57年の間に天井が設置されたということで、その時期を特定しないとリスクの高い時期が確定できないということですね。
名取委員	あとは、遊戯室は人が入らないような部屋であったのか、それともある程度人数が常駐していたのかによって、リスクの考え方が変わってきますので、どの程度の方がどのくらいの時間滞在していたのかを、職員の方や保護者の方から聴き取りを行っていただければと思います。 いずれにしても、今まで想定していたものとは時期がずれるということですね。
委員長	あとは、保護者委員のお二人が、どの程度他の保護者等から情報を得られているかですね。 ただ、昭和59年改修工事の飛散については、今まで想定していたよりは、少しリスクが低くなる可能性もあるということですね。
久保委員	建築関係職員からは、天井貼り替えについては同じ吊りボルトを使用したであろうとのことなので、昭和59年にはボルトは打ち込まれていないと思います。
名取委員	あと、平成17年以降は飛散の可能性はないと考えてよろしいのでしょうか。
久保委員	除去工事は平成19年ですが、それまでの間では飛散の可能性は低いと考えられます。どのような措置がなされたかは不明ですが。

委員長	シミュレーションの実施可能性については、いかがでしょうか。
副委員長	難しいところですが、天井の吹き付け材自体はアスベストセンターで保管しておりますので、分析はできますが、シミュレーションを行うとなるとなかなか課題が大きいかと考えております。
名取委員	それにつきましては、2年ほど前に、どのようなシミュレーションができるかの案を市に示しております。 そのため、施設さえあれば、そのシミュレーション案を基に実施していただけるかと思えます。 対象施設がない場合には、一定の推定値を入れるしかないかと思えます。
委員長	今のところ、市所管の施設では対象はなさそうということですね。
事務局 (中野主任)	そうですね。 吹き付け材を使用している施設はあるのですが、取り壊しや改修工事の予定がないということです。
委員長	一般施設も含めてということは、地域は特に限定しなくてよいということですか。
事務局 (中野主任)	そのように考えております。
名取委員	石綿含有の吹き付けロックウールが使用されていて、そこを水が通過した後、どう飛散するかという検証ですね。 基本的には、全ての水にアスベストは入っております。以前からアスベストは飲んだらどうなのかという議論がありまして、アスベスト鉱山のない川の下流の方と、アスベスト鉱山のある川の下流の方では、後者の方が明らかに飲み水から石綿の消化器系への吸収は高濃度なのですが、水道水から飲むだけであれば健康リスクに違いはほぼ生まれなかったのですね。 しかし、その水を用いて、加湿器を部屋で使用したら明らかに、石綿濃度の部屋内の濃度とリスクが異なるという結果が出ております。ただ、雨漏りでどうかということは、論文等では発表されておりませんので、直接引用することはできないですが、事実さえ分かれば、このような論文等も参照しながら、リスクの推定はできるのかなと思えます。 しばらくは皆様のご作業が大変になるかと思いますが、大体どのくらいの期間で一定の結論が見出せそうでしょうか。その期間次第で、健康対策をどうしていくかということにも関わってきますので、概

	ね半年程度であるのか、1年以上かかりそうなのか。いかがでしょうか。
久保委員	事実確認という点では、あと3回程度で限界が来るとは思います。恐らく、画期的な新事実というのもないと思われますので、かなり幅を持たせた推定でよいのかどうか。 ただし、雨漏りは別です。これはシミュレーションを実施するということだと、また時間がかかるのかなと思います。
名取委員	事実確認があと3回程度ということだと、次に滞在時間の確認が大事になってくるかと思っています。
久保委員	滞在時間も含めて確認は行っていきたいと考えております。ただ、それについてもどの程度まで確認がとれるか不明な点も多いかと思っています。
名取委員	そういった意味では、情報の不安定さも含めて、みなさんはどの程度の期間で推定できると思われますか。
委員長	ある程度情報が揃えば、みなさまの合意がとれるような、幅を持ったリスクの推定は、それほど時間をかけずにできるように思います。
名取委員	例えば、本当は12年間について知りたいが、2年間分しか判明しなかったという場合には、残りの10年に関してはリスクを何倍かにし推定するというような手法も用いながら、大体どの程度の期間を要するものなのでしょうか。
委員長	時期にもよりますが、早ければ1月あたりかと思いますが、数か月はかかるかなと思います。 一つ懸念としてあるのは、雨漏りをどの程度想定できるかという点です。 シミュレーションが実施できれば、もちろんよいのですが、できないとなるとどのようにすべきかが難しい点だと思います。
名取委員	もし、シミュレーションが実施できない場合には、先ほど申し上げた加湿器のデータを使用されてはいかがでしょう。 いずれにしても、あと半年はかかるということでしょうか。
副委員長	少なくとも、資料の3の アからエまでは、一つずつ確認していかなければならないため、それだけでも相当の時間を要するかと思います。
名取委員	私も以前同じような案件に携わりましたが、その際は2年ほどかかりました。 もし、半年でリスク推定が出るのであれば、それを待ってそれぞれの方に対して健康対策を考えていけばよいのかなと思います。

	<p>リスク推定によって、検診の必要性が異なってきます。</p> <p>例えば、昭和47年の方であればすでに45年ほど経過しておりますので、その方と平成11年の方とでは発症リスクが全く異なりますので、検診の必要性というのも異なってくるということなのですね。</p> <p>なので、リスク推定を待って検診の方向性を決めることが望ましいのですが、あまりにもリスク推定に時間を要するようでしたら、暫定的な検診というのを実施していくという案もあるかと思えます。</p> <p>そして、最終答申が出た段階で、最終的な検診方針に則って実施していくということによいかと思えます。</p> <p>また、本日出席されていない保護者委員が「やり尽くした」と思える程度まで調査を実施することを考えると、半年から1年程度はかかるかなと思えますが。</p>
委員長	<p>なるべく早くとは思いますが、あまり拙速にというのも難しいことではありますね。</p>
副委員長	<p>情報が集まらないとしても、探したけど資料がないというところまでは、確認作業等を行わなければならないため、時間は要するのかなと思えます。</p>
久保委員	<p>先ほど名取委員がおっしゃった、昭和47年から天井板を貼るまでの間というのは、これまで対象としてきていなかったため、それも改めて対象とするとなると、やはり時間はかかるかと思えます。</p>
名取委員	<p>一般的に言うと、吹き付け直後は飛散しやすいと言われております。ある程度経過すると安定し、あまり飛散しにくくなるようです。</p> <p>また、そこに児童がどのように滞在していたのか、天井に何かぶついたりしたのかという事実は確認する必要があるかと思えます。</p>
委員長	<p>そのあたりは、今後議論していくこととさせていただきまして、今回部会を設置し新たな事実が見出せたという点では、部会を設置した意義もあったかと思えます。</p> <p>引き続き、事実確認等お願いしたいと思います。</p> <p>それから、他の部会でもそうですが、やはりとりまとめ役を正式に決めていただいた方がよろしいかと思えますので、その点については次回委員会に向けて整理したいと思います。</p> <p>では、この議題についてはこの程度でよろしいでしょうか。</p> <p>続いて、2番目として「平成27年度浜見保育園アスベスト関連検診について」ということですが、これについては前回委員会でもご</p>

	提案いただいたところでございますが、改めて保育課からご説明はございますか。
保育課 (武井参事)	<p>では、平成27年度浜見保育園アスベスト関連検診についてですが、この検診につきましては、市単独での実施は難しく、判定部会のみなさまのお力添えが不可欠なものでございますが、あくまで現状での保育課の考えとして、ご説明いたします。</p> <p>保育課といたしましては、リスクの推定までにはお時間を要するということもあり、リスク推定が出るまでの間につきましては、これまでの予定どおり検診を実施させていただきたいと考えております。</p> <p>理由といたしましては、これまで対象の方々に対し20歳を迎えられた翌年より検診を開始する旨お知らせしてきているところであり、保護者の方々におかれましても今年度から検診が始まると考えられていらっしゃると思いますので、リスクが不明確な中でも検診の機会だけでも設けていくべきでないかと考えているところでございます。</p> <p>そのため、今年度対象としていた30名程度の方々については、検診を実施させていただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
名取委員	平成11年度の対象児童の方々が、なぜ今年20歳なのですか。
保育課 (武井参事)	平成11年度に4歳児クラスにいらっしゃった方々ですので、平成6年生まれ、今年度には20歳になられている方々ということになります。
名取委員	<p>現在、リスク推定部会では、昭和59年度改修工事については、一定程度リスクがあると推定されるという前提で議論されており、また平成に入ってから雨漏りでも少なからずリスクがあるのであろうと考えられているのですが、これまでは昭和59年度に在籍されていたいらっしゃった方が対象ということで、一定程度リスクがあるとして検診を実施してきたと認識しております。</p> <p>そういう考え方で、私も関わらせていただきました。</p> <p>しかし、現状での考え方でいきますと、平成6年生まれの方々に対するアスベストばく露のリスクというのがないように思えるのですが、この方々はばく露されているのでしょうか。</p>
保育課 (武井参事)	この方々もばく露の可能性があるとということで、進めてきたと認識しておりますが。

名取委員	<p>しかし、この方々に関するリスクは特にご報告等されていないかと思いますが。</p> <p>要するに、リスクがある案件が起こった際に在籍されていた方々に対して、検診を実施していきましようという考え方なら理解できるのですが、現在ご提供いただいている資料ですと、平成6年度には何ら案件は起こっていないと思われるのですが。</p>
保育課 (武井参事)	<p>平成6年度の案件ということではなく、平成6年生まれの方が平成11年度に4歳児クラスにいらっしまったということで、この頃から雨漏りが確認されておりますので、この方々には少なからずリスクがあるのではないかと考えております。</p>
名取委員	<p>平成11年度にばく露された方々が、ばく露を受けてから20年経過されるのは平成31年ですので、そこから検診を開始するというのは理解できます。</p> <p>基本的には、検診等を開始する時期というのは、アスベスト関連疾患の発症時期も踏まえて、ばく露されてから20年経ってから開始しましようというケースが多いです。</p> <p>今の説明ですと、まだ20年経過せず、検診を実施するということになりますので、この方々に対しレントゲン撮影を行うという意味がないように考えられますが、この点はどのようにお考えでしょうか。</p>
保育課 (武井参事)	<p>今まで過去の経過等から、平成11年度以降の雨漏りでのばく露の可能性のある児童の方々に対しましては、20歳を迎えられた翌年から、検診を開始しますと通知しておりました。</p> <p>こうした経過も踏まえまして、保護者心情も鑑みながら、実施したいと考えております。</p>
名取委員	<p>この委員会は、リスクがどの程度あるのかという視点を、法的な専門家やリスク学の専門家等で検討しながら、検診についてもリスクに基づいたものに変えていこうという性質のものであると考えております。</p> <p>今おっしゃられたことというのは、リスクに基づいた検診ではないです。そこはご理解いただきたい。</p> <p>基本的にはリスクに基づいた検診を実施していくのですが、それでも何らかご希望・ご事情がある方々については、リスクに基づいたものではないけども、検診の機会を設けていくという考え方で設定されるということではいかがでしょうか。</p> <p>原則としては、リスクに基づいた検診ということでないで、自治体</p>

	<p>の限られたお金を使って実施していくものとして不完全でないかと思います。説明としましても、リスクに基づき、こういった方々を対象にこうした頻度で検診を実施しますというかたちでないと、なかなかご理解が得られないと思います。</p> <p>なので、先ほど申し上げたとおりのかたちで、行政上の理由から実施するという検診で整理されてはいかがでしょうか。</p>
久保委員	<p>最初に平成17年から平成20年の問題になった段階では、こういった方々を対象としていくとなったのでしょうか。</p> <p>どのばく露の案件に対し実施していくとなったのでしょうか。</p>
保育課 (新井補佐)	<p>昭和59年度の対象児童については、改修工事がありましたので、ばく露の可能性があると対象としております。</p> <p>また、平成11年から平成17年までの間では雨漏りがあったとのことで、そこでもばく露の可能性があると対象として、その当時の在園児を対象としております。</p>
名取委員	<p>平成11年にばく露された方々への影響が出てくるのは、平成31年頃であって、平成27年において影響が出てくるとは思えません。</p>
副委員長	<p>今後雨漏りのシミュレーションを実施し、雨漏りにおいてもある程度リスクがあるとの結果となったら、その時点で平成11年度の方々も対象とし直すということでしょうか。</p>
名取委員	<p>基本的にはばく露から20年経過した段階での状態を診ることがほとんどですので、リスクがあるということから若い内からレントゲンを撮影するという話にはなりません。</p>
久保委員	<p>とはいえ、市としては雨漏りでのばく露の危険性ということも周知しながら、希望者に対する検診を実施していくという主旨でよろしいのではないですか。</p>
委員長	<p>レントゲン撮影における放射線被ばくリスクについては、あくまで対象者にご判断いただいて、検診を受けていただくということになりますね。</p> <p>保育課としては、これまでのお約束どおり検診を実施していきたいというお考えということですが、その後こうした委員会ができたということでもう一度検診についても再考していくという方法もあると思います。</p> <p>ただ、その場合検診の開始年度等を変更する理由を、きちんと説明しなければならないと思います。</p> <p>その点については、委員会にも説明責任があり、私としても通知を作成しなければならないかなと思います。</p>

久保委員	今の市の方針としては、やり方を変える以前にそのようなお約束を保護者等とされているということで、今回委員会ができたとはいえ、平成11年度時点でのリスクが低かったであろうと推測されるものが現時点であるのであれば、検診の方針転換もあろうかと思いますが、雨漏りについてはある程度のリスクがあったことを前提に進めてもおりますので、それを前提にこれまでどおり検診を実施したいということですよ。
名取委員	いやしかし、ばく露から15～16年の段階でレントゲンを撮るとするのは通常では考えにくく、医師としては納得し難いです。ばく露から20年以上経過しているということであれば、それが理由になりますが、何を診ていくのかも不明確な段階での検診というのは、了承できません。ただし、リスクや医学的な根拠等ではなく、行政上の理由で実施していくというならば、それはよろしいかと思いますが。
久保委員	しかしながら、平成17年度時点での保護者等との話では、潜伏期間等の話は理解されていないようなのです。ばく露から短期間では発症はしないと説明しても、保護者等は心配であるのだから実施すべきとして、検診を実施せざるを得ないような流れもあったようです。
名取委員	だとしても、これは根拠がない話なのです。
久保委員	当時の記録を見ていくと、根拠がなく市と保護者等の両者の話し合いの中で決定されているようです。
名取委員	しかし、こうして正式な委員会が立ち上がり、専門家として参加している以上、根拠のある検診を進めていかないと問題が出てくるかと思えます。それ以外の点については、行政上の理由等で実施していただかないと。
保育課 (武井参事)	我々としても、検診を実施するにはリスク推定を尊重してとは考えておりますが、それが出るまでの間はこれまでの予定どおり実施したいという考えのみですので、根拠としては行政上の理由となるのかなと思えます。
副委員長	今回は希望者に対しては検診の機会を設けるということとして、いずれにしてもリスクの推定については委員会で検討中ということで、よいのではないのでしょうか。
名取委員	だとしても、昭和59年度対象児童にすでに過去に検診を実施しているわけですから、その方々は今回も対象としないといけないかと

思います。この方々はばく露から30年以上経過しておりますので、発症リスクも高まってきておりますので、今回の対象とすべきだと考えます。

今回村山委員長から市の方では行政上の理由で検診を進めていきたいという方針のようだというので、リスク推定を基にした検診案というのを、私の方で作成いたしました。資料をご覧ください。本来であれば、判定部会がございますので、そちらに諮っていただきたいと思います。それでない方法をとられるというのは、今後やめていただきたいと、はじめに申し上げておきます。では、私が考えた案でございますが、これについては他市での事例も参考にしながら作成したもので、今後リスク推定によっても変更が生じる点がいくつかございます。

まず、浜見保育園の石綿ばく露事案というのは資料のとおり、昭和49年に保育室（遊戯室）に天井が貼られていない写真が、第1回リスク推定部会の中で確認されましたので、まだ十分解明はされておりませんが、中皮腫についてはばく露を受けてからの年数、潜伏期間といいますが、これが長くなればなるほど、三次関数的にリスクが上がっていく。そのため、最近ばく露された方ではなく、昔にばく露された方々に対し、検診を行っていくことが最も重要です。肺ガンについては濃度かけるばく露年数というのが、発症リスクということで、少し異なっております。

今までの検診というのは、昭和59年度の在園児と職員に対して実施しておりますが、これについては今後も継続していく必要がある。また、平成11年から17年までのばく露も指摘されておりますが、これについてはリスク推定に基づいて検診は実施されるものです。しかし、この推定については先ほどの話にございましたように、来年の秋頃までかかるということですので、それ以降はじめてリスクに基づいて検診が実施できるということになります。

続いて、検診の対象疾患でございますが、一定の石綿ばく露が推定された場合、検診及び補償の対象とする疾患としては、胸膜プラークですとか、石綿関連肺ガン、中皮腫、良性石綿胸水およびびまん性胸膜肥厚の5つの疾患が想定されます。今回のような、建物からの石綿飛散量では石綿肺の発症は確認されておられませんので、それ

が診られた場合には他の職業性のばく露が原因であると思われる。

石綿関連疾患として、低濃度で早期に、初ばく露から20年程度で発症してくる疾患としては、まず胸膜プラークが挙げられます。そのため、0歳でばく露していれば20歳、6歳でばく露していれば26歳が対象になります。あとは職員の方々ということです。

そのため、基本的には当該年の会社の定期検診の胸部X線写真(CR, DR)を健診機関からお借りする、または当該年に受診された医療機関からお借りする。わざわざ撮るのではない。しかし、それでは困ると、藤沢市関連の医療機関における検診を希望される方については、藤沢市指定の医療機関において胸部X線写真の撮影のみを実施することでよいと思います。

そして、提出のあったX線写真については、年1回判定部会にて読影します。

仮に、胸膜プラークの疑い事例が出た場合には、CT写真を委員関連の医療機関である、北里大学ですとか平塚共済病院にて実施するのがよいと思います。もし、藤沢市関連の医療機関を希望された場合には、藤沢市が指定しCTを撮影することとなります。

また、早期検診による診断効果が想定される疾患としては、石綿関連肺ガンが考えられると思います。しかし、例えばたばこで間接喫煙をしたため、20歳で肺ガンになってしまったというケースはほぼありません。そのため、喫煙や石綿により40歳未満での肺ガンを発症することは、ほとんど考えられません。ですから、石綿関連肺ガンの発症リスクの上昇の報告は定説には至っておりませんので、いわゆる肺ガン健診と同様に40歳以降の毎年の胸部X線写真撮影が望ましいと考えます。

仮に、提出された胸部X線写真を判定部会で読影して、石綿関連肺ガンが疑われる場合には、同じくCT撮影を実施するしかない。

そして、20代から40代の胸部X線写真の撮影は、労働安全衛生法で毎年実施している機関もあれば、5年に1回という機関もあり幅がある状況です。しかし、胸膜プラークの早期発見を考えると、希望者だけでも年1回は胸部X線写真の撮影と判定を行うことが推奨されます。5年に1回というのは根拠がありませんので、毎年実施する。また、これについては会社等で撮影している胸部X線写真を借用することを基本としますが、どうしても市の関係医療機関で

撮影をされたいという方に対しては、それに対応をしなければなりません。妊娠中の女性に対する胸部 X 線写真の撮影につきましては、推奨しません。

中皮腫及び良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の3つの疾患では、早期の胸部 X 線写真の意義が証明されておきませんので、残念ながらこのような疾患が確認された方につきましては、発症確認後に藤沢市の相談窓口へご相談いただきたい。

そう考えてまいりますと、石綿関連疾患の健康診断の開始時期といたしましては、浜見保育園でのばく露から20年。そのため、6歳でばく露していれば26歳、0歳であれば20歳と違いが出ます。そういうかたちで、20歳から39歳の方については、希望者に対して毎年検診を実施するという事です。そして、残念ながら石綿関連疾患の疑いがあるような方に対しては、CT撮影も行っています。

次に、職員の方が多いかと思いますが、40歳以上の方については、レントゲン撮影における放射線被ばくのリスクというのは社会的に許容されておきますので、毎年の胸部 X 線写真の撮影または提供をしていただき、判定を実施する。そして、必要に応じてCT撮影も行っています。

こうした検診が、リスクに沿った考え方でございまして、公式にも発表できるものかと思っておりますので、2014年までの検診につきましては、慣例で行っているものであるため、踏襲しないでいただきたい。

以上を踏まえて、リスク推定部会については、石綿関連疾患の潜伏期間を考慮して、3項の(1)と(2)の基準で検診対象者を調査していただきたい。

潜伏期は最低10年とは言われておりますが、概ね20年と言われており、また放射線被ばくのリスクも社会的に言われてもおりますので、こうした対象とさせていただきます。

簡単に申し上げますと、昭和59年の改修工事の対象者については、毎年胸部 X 線写真撮影を実施していただきたい。これをやらない理由というのは見あたりません。

仮に、今後リスク推定部会の中で、昭和47年や昭和49年の方のリスクが高かったという結果が出た場合には、その方たちこそ早急

に検診を実施しなければなりません。

ですので、平成11年にばく露された方というのは、平成31年に対象となりますので、もう少し経ってから開始することで問題ないと思います。

次に、4として石綿ばく露、健康診断関連に関する藤沢市の説明会でございますが、これまでは藤沢市の委託で私と永倉副委員長が対応させていただいておりましたが、立場も不明確でございました。ここで正式に委員会が設置されましたので、年に1回委員会主催での説明会を行うことが望ましいと考えます。

浜見保育園の石綿ばく露の事実がどの程度解明されているか、推定されるリスクはどの程度か、必要な検診はどの程度かといったことや、藤沢市の補償関係について委員会主催で説明されることが望ましい。それを検診の日等に同時開催していただきたい。

藤沢市が責任を持って開催し、説明については委員長が対応されることでよいと思います。

健康診断の実施機関と指示を行う医師ですが、ほとんどは持ち込みとなるかと思しますので、医師の立ち会い等は不要かと思っておりますが、藤沢市関係の医療機関での胸部X線写真撮影を希望される方については、医療機関において放射線技師に対し指示が求められる場合には、吉村委員にもご協力いただいて、判定部会の医師を派遣するという対応をとることによいと思います。

6番目、石綿関連疾患判定部会としては、今後年に1回開催し、持ち込まれた胸部X線写真や藤沢市関係医療機関で撮影された胸部X線写真を集めていただいて、判定部会の医師複数で判定していくこととします。

判定部会としては読影した結果を、1か月以内に藤沢市を通じて書面で通知することとします。

また、胸膜プラークや肺ガン等の石綿関連疾患が疑われる場合には、藤沢市指定の医療機関や専門家である塩見委員、吉村委員がいらっしゃる北里大学や平塚共済病院にてCT撮影を行っていただく。

その画像を、改めて判定部会を開催した中で、我々が読影し、結果を1か月以内に藤沢市を通じて通知していくこととします。

そして、藤沢市の窓口で「他の病院で良性石綿胸水等と言われた」

	<p>というような相談が寄せられた場合には、緊急の判定部会を開催し、相談者に対する必要な対応を行っていくこととしたいと思います。胸部 CT の実施機関については、記載のとおりです。</p> <p>8 番目として、胸部 X 線写真の結果、リスクについての相談がある場合には、判定部会委員を藤沢市に派遣して、結果説明会を藤沢市主催で実施する。</p> <p>同様に心理相談を希望する方がいる場合には、臨床心理士を藤沢市に派遣して藤沢市主催で心理相談会を実施する。</p> <p>最後に検診費用ですが、検診対象者が自分の責任でないのに、なぜ自己負担しなくてはならないのかという疑問が出てこようかと思えますので、それについては現在久保委員や牛島委員にご検討いただいているところと思えますので、それを受けた市の決定に準ずるということをございます。</p> <p>こうしたことが、リスクに基づいて実施される検診ではないかと思えますので、基本的にはこうしたかたちで進めていただきたいと思えます。</p> <p>これであれば、なぜ検診を実施するのかについて、対象者に説明することが可能です。</p> <p>しかし、何らかのかたちで今年度検診を実施するのであれば、昭和 59 年改修工事の際の対象者は絶対に外すことはできない。平成 11 年のばく露からまだ 16 年しか経過していない方のみに実施することには、何の意味もないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後の長期的な点も含めた案ということですが、今日は細かい点について議論する時間はございませんので、その点については判定部会でお願いしたいと思います。</p> <p>当座検診についてどのようにしていくかということだと、今、名取委員から説明のあった昭和 59 年改修工事の際の対象者には実施していかなければならないかと思えますが。</p>
<p>名取委員</p>	<p>昭和 59 年改修工事の際の対象者については、すでに 2 回検診を実施しておりますので、その方々から今年検診を受けたいと申し出があった時に拒む理由がないと思えます。</p>

	<p>しかし、その他の点についてはリスクが不明確でありますので、説明会において村山委員長がどの年にこういったリスクがあったのかを説明できるようでしたら、その部分の対象者を組み入れるということでもよいかと思いますが、そうでないと検診を実施する理由が立たないと思います。</p> <p>そうではなく、今まで市民に対しアナウンスをしているという行政上の理由から、暫定的に対象者を追加するというのであれば、それはそれかなと思います。</p> <p>ただし、この方々については最終的にリスク推定が出た際には、方針が変更される可能性があることもお伝えすべきかと思います。前回の委員会においても、事情をご説明すれば、少しの間は市民も待ってくれるのではないかという話が保護者委員からありましたので、それでよいかと思います。</p> <p>しかし、リスクの推定が来年の秋以降までずれ込むようでしたら、とりあえず行政上の理由から検診を実施するというだけでもよいかと思います。</p>
委員長	<p>当初の案では、今年中に検診を実施するということがあったかと思いますが、今の名取委員の話からすると次回の委員会においてその点も検討するというようなことにもなるかと思いますが。</p>
名取委員	<p>現段階で一定程度リスクが考えられる方々に対し、検診を実施しないという方針は承服しかねますので、もし今年度検診を実施するのであれば、少なからずその方々は対象としていただきたい。</p> <p>その他の方々については、現時点でどの年にリスクがあるかと言えるものはあるのでしょうか。</p>
久保委員	<p>今の段階では、昭和59年度については一定程度リスクがあったと思われるのですが、現時点ではそれより以前の昭和49年から昭和57年頃に最大のリスクがあった可能性があるかとみております。</p>
名取委員	<p>これまで検診を実施してきた対象という意味では、昭和59年度の方のみということでもよろしいですね。</p>
保育課 (新井補佐)	<p>その通りです。</p>
名取委員	<p>是非、次回については平成20年度及び平成25年度に実施した検診の対象者にかかる資料についてもご提出いただければと思います。</p>
委員長	<p>昭和59年度に浜見保育園に在籍されていた方に対し実施したとい</p>

	うことですね。
保育課 (新井補佐)	そうです。 昭和59年度に浜見保育園に在園されていた児童と職員のうち希望される方に対して、平成20年度及び平成25年度に実施しております。
久保委員	名取委員としては、今回対象としている平成11年度4歳児の方々に加え、現時点で最大のリスクだと思われる昭和59年改修工事の際に在籍されていた方々にも実施するべきということでしょうか。
名取委員	リスクの考え方からいくと、昭和59年の方々が対象になってくるということです。平成11年度の方々については、行政として対象とするということです。
久保委員	それ以外の方々も追加した方がよいということですか。
名取委員	リスク推定部会において、追加するはっきりとした事実があるかということです。 はっきり言えない部分については、現時点では追加すべきではないと思いますが。
久保委員	今後のリスク推定部会の検討の中で、もしリスクがあると思われる事案が追加された際には、検診の対象者も追加せざるを得ないと思いますが。
委員長	少し整理をさせていただくと、確実に検診を実施した方がよさそうなのは、昭和59年の対象者のうち希望者ということですね。そして、平成11年度4歳児クラス在籍者についてどうするかということですね。
名取委員	これまでの検診では昭和59年の対象者にしか実施していないということで、よろしいですね。
保育課 (浅木主任)	職員については、昭和59年と平成11年から平成17年の対象者についても実施しております。
名取委員	職員については、定期検診でX線写真を撮影されておりますので、それを読影されてきたということですね。また、年齢も40歳を超えてきている方もおりますので、児童よりは多い機会があったかと思えます。
久保委員	職員については、どのように対象を決定しているのでしょうか。
保育課 (浅木主任)	その間に在籍していた職員のうち、希望がある者の胸部X線写真を読影するという方法をとっておりましたので、対象としては昭和59年と平成11年から平成17年に浜見保育園に在籍していた者と

	なります。
名取委員	<p>本来はそうした部分も委員会の答申に沿って実施していくものだと思います。委員会で対応等を十分協議し、答申を市へ返したうえで、決定し実施していくものかと思います。</p> <p>そのため、検診については暫定的な扱いで実施していくしかないかと思います。</p> <p>昭和59年の方々には、改めてアナウンスを行う必要はあるかと思います。</p>
保育課 (新井補佐)	<p>案内を出すことで、周知を図ることは可能かと思います。</p> <p>昭和59年の方々を対象として検診を実施していくとして、平成11年から平成17年の対象者に対しては、これまで20歳を迎えた翌年から実施すると周知をしているところでございますが、名取委員のご発言を踏まえ、その方々についてはばく露から20年経過しないと胸部X線写真を読影する意義がないということで、その点も併せてアナウンスを行い、検診を実施するということが可能かと考えております。</p>
委員長	<p>昭和59年の方々には今年度実施するというご案内をされればよいかと思いますが、これまで今年度検診を実施しますとご案内されてきた方々にはどのように周知されますか。</p>
保育課 (新井補佐)	<p>今回名取委員からお話いただいたような理由を付して、改めてリスク推定が出た段階で検診の案内を行うということが可能かと思ます。</p>
久保委員	<p>当初、今年度検診対象としていた、平成11年の方々については検診を実施せざるを得ないという方針ではないのですか。</p>
保育課 (新井補佐)	<p>今回、ご提案させていただいた中では、当初の方針に基づき実施してまいりたいと考えておりましたが、本日ご議論いただいたことを踏まえて、内容は変更していく必要があるかと考えております。</p>
委員長	<p>どのようにご案内しましょうか。</p>
保育課 (新井補佐)	<p>検診延期のご案内の中で、本日委員会においてこのような議論があったことを踏まえて、リスク推定が出るまでの間検診を延期するというような、理由を付してよいのかについても、ご議論いただければとは思いますが。</p>
名取委員	<p>本来、そうした方針というのは、最終答申で行う内容かと思ます。どちらにしても、今年度検診を実施しようとするれば、暫定的な判断で行うしかないということになります。</p> <p>以前に比べて、リスクに基づいた考え方でだいぶ整理がされてきた</p>

	<p>ところかとは思いますが、検診においては、平成11年の対象児童はリスクの考え方でいくと平成31年には対象となるため、この4年の間はそれとは異なる考え方となってしまうということです。その4年間でどのように考え、どういったかたちで対象としていくのかは検討が必要かと思えます。</p>
<p>保育課 (中川主幹)</p>	<p>確認なのですが、昭和59年の方々については、これまで平成20年と平成25年に検診を実施してきたところですが、それを今年度対象とするということで、そこにも改めて説明が必要になってくるかと思えますが、それはどのように行えばよろしいのでしょうか。</p>
<p>名取委員</p>	<p>それについては、すでに初ばく露から一定の時間が経っておりますので、5年に一度という頻度ではなく、毎年実施させていただきますという説明しかないかと思えますが。</p>
<p>久保委員</p>	<p>しかし、平成19年の段階で考えられていた昭和59年のリスクよりは、今後低くなっていく可能性というのものもあるかと思えますが。</p>
<p>事務局 (小野部長)</p>	<p>確認なのですが、方針としてはまだ決定されていないため当然暫定なのですが、とはいえ昭和59年の方々への対応については今後も検診を毎年行っていく必要があるということ、現時点で委員会において確認させていただいた、専門家の方々のご意見であるということ、市としてもアナウンスさせていただきたいと思えます。</p> <p>平成11年以降の方々につきましては、リスク含めて不明確な状況ではございますが、これまでの市と保護者等とのやりとりを踏まえた、市独自の方針として検診を実施させていただくということ、よろしいでしょうか。また、この点については委員会の答申によって変更となる可能性も含んでいるということも併せてご確認いただければと思えます。</p> <p>もう一点確認なのですが、検診を毎年実施していくとなると、毎年説明会が必要となってくるかと思えますが、今年の対応はどのようにすべきかという部分についてはいかがでしょうか。</p> <p>もしくは、ニュースレターにおいて周知するという事で替えさせていただくのかという方法もあるかと思えます。</p>
<p>名取委員</p>	<p>平成11年以降の方々に対する検診については、疾患発症リスクが出てくる平成31年度までの間は、これまでの市と保護者等の話し合いや合意の中で行っていくということしかないかと思えます。そうした意味では、法律家の考えということも大事かと思えます。</p>
<p>久保委員</p>	<p>正式な判断や答申が出た段階で、それまでの方針を見直すということは可能だと思えますが。</p>

名取委員	<p>今後の議論内容次第では、対象者が増えてくる可能性もあるので、その方々への説明というのも大変になってくるかと思えます。</p> <p>なので、非常に難しいところではございますが、何もばく露がないのに心配を煽ってしまうという可能性があるということが、気になってしまう点なのです。</p> <p>そのため、検診の必要性がはっきりした時点で実施していかないと、市民の不安を煽るだけになってしまうような気がしています。</p>
副委員長	赤堀委員や有蘭委員のお子様は、この時期の方々なのでしょうか。
保育課 (新井補佐)	平成11年から平成19年の間のお子様です。
副委員長	<p>そうした意味では、お二人のご意向も確認しないと、委員会としての判断は難しいかもしれませんね。</p> <p>検診を実施するかどうかについては、お二人の話も伺ったうえでないと、判断しかねると思います。</p>
委員長	<p>いずれにしても、もともと市として実施したいとしていた、平成11年の方々に対し検診を実施していくということで、ここで新たに昭和59年の方々も対象とし、今年度の検診を実施していただくということかと思えます。</p> <p>そうした意味では、先ほどお話のあった説明会をどうするか、また補償についてはどうするかという点がはっきりしておりませんので、そこについても詰めていく必要はあるかと思えます。</p> <p>当初の予定では、12月に検診を実施するということでしたか。</p>
保育課 (新井補佐)	当初の予定では、12月に検診を実施し、1月に読影を行っていただくよう、考えておりました。
委員長	例えば、1月に改めて委員会を開催し、それ以降に検診を実施していくということは可能でしょうか。
保育課 (新井補佐)	そうすると2月に検診を実施し、3月に読影を実施するという流れになるかと思えますが、検診実施場所との調整もございますが、不可能ではないかと思えます。
委員長	現段階では、そのようなスケジュールの方が望ましいかと思えますが。
名取委員	委員会で暫定の答申を行い、どのように説明を行うかも決定するとなると、ある程度時間はかかるかと思えますが。
事務局	事務局間のやりとりで恐縮ですが、今ご提案のあった1月に改めて

<p>(中島参事)</p>	<p>委員会を開催し、そこでご確認いただいたうえで、2月及び3月に実施していくというスケジュールと、先ほど名取委員からご説明のあったとおり、暫定的な答申ということで、平成11年対象児童に昭和59年の対象児童も加えたかたちでの検診実施をご確認いただいたということでのスケジュールでは、前者での実施はかなり厳しいかと思いますが。</p> <p>役所の都合ではございますが、対象が広がることによる費用を、補正予算等に計上していくような事務手続を考慮しても、本日の暫定案をこの場で委員のみなさまにご確認させていただき、またご欠席の委員には事務局から責任を持ってご連絡するという方法をもってご承認いただいた方が、今年度の検診としてはスムーズかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>保育課 (武井参事)</p>	<p>時期的な視点でいくと、本日まで確認いただいた方が望ましいです。1月に委員会を改めて開催し、2月と3月に検診と読影を実施していくというのは、非常に難しいと思いますので、暫定的ではございますが、この場で12月に検診を実施するというスケジュールでご確認いただきたいと思います。</p>
<p>名取委員</p>	<p>これから1カ月程度で、ニュースレターやご案内の発送も行わなければならないということですが、大丈夫ですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただ、今日方針を決めておいた方が、今後のスケジュールとして望ましいということですね。</p>
<p>名取委員</p>	<p>これまでのご案内に昭和59年の方々を付け加えていただいて、平成11年の方々についてはリスクの考え方とは異なりますが、検診の機会を設けさせていただきますという通知にしていただければ、よいのではないのでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>今年度、そのような対象で検診を開催していくという方針で、よろしいですか。</p>
<p>保育課 (武井参事)</p>	<p>はい。お願いいたします。</p>
<p>名取委員</p>	<p>そうしますと、12月の説明会と検診の際に、村山委員長と判定部会から医師を1名派遣しなければならないと思います。</p> <p>医師はレントゲン撮影の指示を行う必要があるかと思っております。</p>
<p>保育課 (新井補佐)</p>	<p>希望者は保健医療センターにて撮影のみを行うため、その際には保健医療センターの放射線技師が従事しますので、万が一医師の指示が必要ということであれば、お願いしなければならないかと思いま</p>

	す。しかし、現時点でそれが必要かは確認できておりませんので、不明確な部分です。
名取委員	日程については、以前は土曜日のみであったかと思いますが、何日にも渡って開催する必要はあるのでしょうか。
保育課 (新井補佐)	現在は、12月10日(木)、12月11日(金)と12月12日(土)を押さえてはおります。
名取委員	以前の委員会の際に、レントゲン撮影時に医師の立ち会いがないと医療法上問題があるらしいと、市から発言があったかと思いますが、その点はどのようなのでしょうか。医師の立ち会いは本当に必要なのですか。
事務局 (中野主任)	レントゲン撮影当日に医師の立ち会いが必要かどうかについては、再度確認し、ご連絡いたします。 現状ではレントゲン撮影時には立ち会いは不要と認識はしております。
名取委員	CT撮影を行う場所は、平塚共済病院等で可能でしょうか。
吉村委員	平塚共済病院は、前に勤めていた病院で、現在は金曜日の午前中のみ行っているのですが、CTを撮ること自体は可能だと思います。しかし、対象者が希望する病院でよいのではないのでしょうか。
名取委員	かかりつけがあるような方はよいかもしれませんが、やはりこうした委員会に専門家として参加している医師の関係医療機関で受診したいという方も、数は少ないとは思いますがいらっしゃると思いますので、検討はしておく必要があると思います。
吉村委員	そういうことであれば、対応は可能かと思えます。 ただ、地域医療を行っているとして、ご自身がお住まいの地域で受診したいという方が多いので、わざわざ遠方を希望される方がいるかどうかは不明ですが。
保育課 (武井参事)	例えば、CT撮影が必要な方が出た場合、市民病院ですとか保健医療センターを利用することも可能ですとアナウンスすることも可能なのでしょうか。
名取委員	石綿関連疾患を目的としたCT撮影となると、やはりある程度技術等も必要になりますので、他の自治体では委員のいる医療機関を推奨しているケースがほとんどです。 また、医師としてもどういった方なのかを把握して撮影した方がよいので、より委員の医療機関が望ましいかと思えます。
委員長	今の対応は、もしそういった方がいらっしゃった場合ということで

	すね。
名取委員	そうですが、CT撮影が必要となる方が多くなっていく時期でもございますので、そこまで想定して対応しなければならないと思います。
委員長	12月に検診を実施した場合、判定部会に読影をお願いするのは1月ですか。
保育課 (武井参事)	そうです。
名取委員	その後、1カ月以内に結果を通知する等の事務も発生してくるということです。 そういう意味では、読影の判定部会が終わった段階で、次回の委員会を開催する必要があるかと思います。
事務局 (小野部長)	本来であれば、ニュースレターですとか案内の案をご呈示して、それを基にご議論いただくところですが、本日は資料のないままにご議論いただいてしまっている部分もございますので、本日の会議の内容を会議の延長と位置づけて送付させていただき、同時に案内文やニュースレターの案も送付させていただき、確認をとるということによろしいでしょうか。 こちらの都合で恐縮ですが、もう一度会議を開催するという暇がない以上、委員会としてそれによろしければ、そのように進めさせていただければと思います。
名取委員	まずは、案内文やニュースレターの案を全委員にご呈示いただいて、それを基に各委員からご意見を聴取していただき、最終的には村山委員長の確認をとるということで、進めていただければと思います。
委員長	12月に検診を実施するということですので、判定部会は1月に開催予定ですので、次回委員会も1月頃に開催になるかと思います。その他、各委員から何かございますか。
久保委員	補償に関してですが、検診に際する費用負担の問題ですが、前回の委員会において暫定的ではございますが、案をお示したところです。 すでに部会員間では議論は尽きているところですが、改めてどういった方法でいくのか、予算面も含めて詰めていきたいと思っておりますので、その点についてはこちらにお任せいただくということをお願いしたいと思います。
副委員長	12月の説明会の際には、その点についてもご説明があるのでしょうか。

久保委員	疾患が発症した場合の補償というのは、現在も検討中ですので、説明ができる段階までは難しいと思います。
保育課 (武井委員)	事務局から説明がありましたが、検診の案内文とともに、説明会に代わるものとして、ニュースレターを作成するというので、2種類作成するというのでよろしいですか。
副委員長	現在のところでは、説明会は開催することだと思いますが。
名取委員	案内文のみの作成でいいのではないのでしょうか。 検診を開催する日程のうち、土曜日に説明会は開催するというので進めていただければ。委員長や清水委員等にもご協力いただくことになるかもしれませんが、少なからず1日は説明会を設けるべきです。
保育課 (新井補佐)	検診と同日に、説明会を開催し、検診と説明会の参加希望を募っていくということですね。
委員長	では、このあたりで本日の内容は概ね議論したかと思いますが、よろしいでしょうか。
名取委員	次回委員会の概ねの予定は決めておいた方がよいかと思います。
委員長	検診の日程はどのようでしたでしょうか。
保育課 (新井補佐)	現在は、12月10日(木)から12日(土)の3日間を設定しております。
名取委員	判定部会は年内又は年明けすぐに関催することとすると、委員会は1月上旬頃かと思いますが。
委員長	では、1月12日又は14日に次回委員会を開催するというので、ご調整いただきたいと思います。
事務局 (中野主任)	日程の確認なのですが、早急に検診の案内文案を作成し、各委員にお示しし確認をとることで、今回の委員会を終了させていただき、12月10日(木)から12日(金)のいずれかで検診を実施、年末又は年明け早々に判定部会にて読影を実施。それを受けて、1月12日又は14日に委員会を開催。そして、2月に読影結果を通知するというので、よろしいでしょうか。 また、検診に際する補償については、補償部会と事務局で詰めさせていただき、こちらについても各委員にお示しし確認をとり、検診の案内文等に間に合わせていくということで、よろしいですか。
委員長	補償については、できる限り詰めていただいて、もし難しいようでしたら、次回の委員会でお示しいただいてもいいかと思います。

名取委員	読影については、12月22日(火)の実施ということでお願いします。
委員長	では、方針と日程も決まりましたので、これで本日の委員会を終わります。 お疲れ様でした。